

社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会

次世代育成事業支援推進法に基づく「一般事業主行動計画」

1 計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日までの5年間

2 目 標 「仕事と家庭の両立支援のための諸制度の理解と利用の促進を図る」

内 容

- (1) 男性の子育て目的の休暇取得の促進
- (2) 育児休業取得及び職場復帰しやすい環境整備と諸制度の見直し
- (3) 看護休暇の利用促進（時間単位での取得）
- (4) 子育てをしている職員の時間外労働、深夜業務の制限、短時間労働勤務の利用促進

3 具体的方法

- (1) 各規則・規程を配布、または研修により周知し、総務課にて相談を受け付ける。
- (2) 対象となる職員がいる場合には、各制度の確認・周知する。